

- エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 (ア) 条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの
 (イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
 (ウ) 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
 (エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 (オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 (キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

ケ 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された県重要文化財、同条例第27条第1項の規定により指定された県重要民族文化財又は同条例第35条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ス 工作物の修繕のための行為

- (11) 条例第35条第4項第6号に掲げる行為であって同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第24条 条例第35条第10項の規定による届出は、第22条第1項各号に掲げる事項を記載した管理地区内非常災害応急措置届出書（別記第14号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺50,000万分の1以上の地形図を添付しなければならない。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第25条 条例第36条第4項第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第8条第1項第4号二、第23条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスマまでに掲げる行為
 (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
 (3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 (4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。
 (5) 気象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
 (6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
 (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
 (8) 熊本県文化財保護条例第35条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）

(9) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（立入制限地区内への立入りの許可の申請）

第26条 条例第36条第5項において準用する条例第35条第5項の規定による許可の申請

は、立入制限地区内立入許可申請書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

（監視地区の区域内における行為の届出）

第27条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、第21条第1項各号に掲げるものとする。

2 条例第37条第1項の規定による届出は、前項の事項を記載した監視地区内行為届出書（別記第16号様式）により行うものとする。

3 前項の届出書には、第21条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

（監視地区の区域内における届出を要しない行為）

第28条 条例第37条第6項第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1）工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第23条第1号アからメまで（キ、ヘ及びホを除く。）に掲げる行為

イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において（ア）から（ウ）までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

（ア）床面積の合計200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積200平方メートル（海域にあっては100平方メートル）以下の工作物（建築物を除く。）

（イ）鉄塔、煙突その他これらに類するものであって高さ30メートル以下のもの

（ウ）高さ20メートル以下のダム

ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第37条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第52条第3項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

カ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

キ 郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

ク 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

ケ 条例第37条第1項の規定による届出（条例第52条第3項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第37条第2項の規定による命令に違反せず、かつ同条第5項の期間を経過したものに限る。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

（2）宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更することであって次に掲げるもの

ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。

エ 第1号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

オ 面積が200平方メートル（海底にあっては100平方メートル）を超えない土地の形質の変更であって、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

（3）鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 第23条第3号イからオまでに掲げる行為

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートル（海底にあっては100平方メートル）を超えず、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

（4）水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が200平方メートル（海底にあっては100平方メートル）を超えないもの

（5）河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。